

松戸市立常盤平中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のよう
に策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの
問題の克服に取り組む。

2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深め
なければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び
早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、
適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4 いじめの定義（法2条）

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的
関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通
じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感
じているもの。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

<構成員>

校長（総括）、教頭（渉外）、主幹教諭（調整、記録）、生徒指導主任（指導）、学年主任（指導）、学年生徒指導担当（指導）、養護教諭（支援）、スクールカウンセラー（支援）

※事案により柔軟にメンバーを編成（学級担任、部活動顧問等）

イ 組織の役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (エ) いじめに対する組織的対応の中核としての役割
- (オ) いじめ防止に係る校内研修等の企画と実施

ウ 会議の開催

- (ア) 年間に2回の定例会（構成員全員）と週1回の生徒指導部会
- (イ) いじめの事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア 未然防止

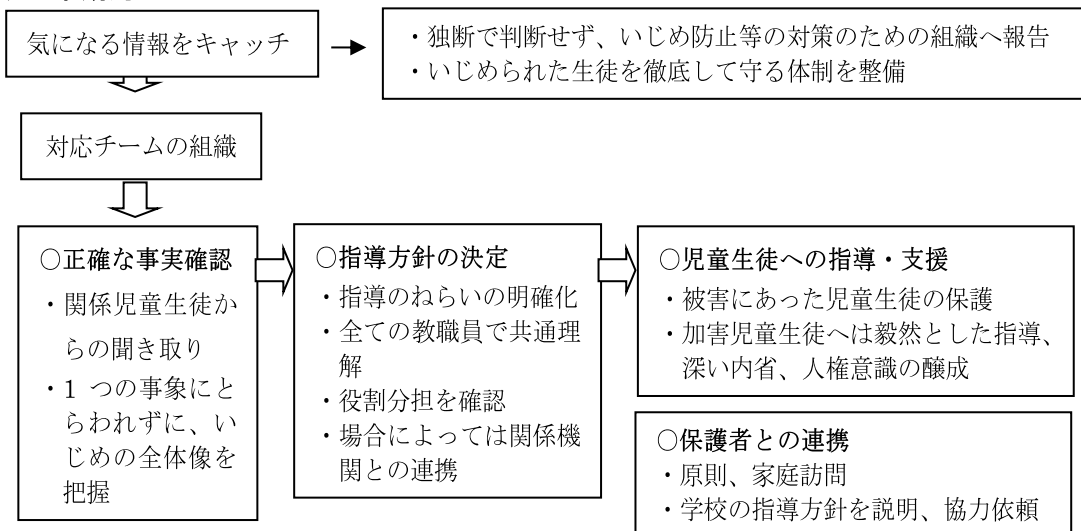
- (ア) わかる授業の実施
 - a 一人一人の生徒の実態を把握したきめの細かい授業展開
 - b 授業における生徒指導の重視
 - c 授業づくりのP D C Aサイクルの活用
- (イ) 道徳教育の充実
 - a 法やルール¹の意義や遵守の理解
 - b 基本的な生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成
 - c 主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成
- (ウ) 豊かな人間関係づくり
 - a Q-U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり
 - b 松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」の活用
 - c 異学年集団での活動の充実
- (エ) 規範意識の育成
 - a いじめ防止対策推進法の周知
 - b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発

- c 生活規律や学習規律の確立
- (オ) 生徒会活動を中心とした自発的活動
 - a 「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施
 - b いのちを大切にするキャンペーンの取組
 - c 生徒総会でのいじめ撲滅宣言の実施
 - d なくそう「暴力や暴言」キャンペーンの実施
 - e 朝のあいさつ運動の実施
- (カ) 教師の人権意識の向上
 - a いじめ事例研修の実施（6月、11月）
 - b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解
 - c 過度の競争意識等が生徒のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があること
との共通理解

イ 早期発見

- (ア) 定期的なアンケート調査（Q-U調査）
 - a 1ヶ月に一回の生活アンケートの実施
 - b 教育相談前にアンケートの実施
 - c 年に2回WEB Q-U調査を実施。その後聞き取り、分析を実施
- (イ) 教育相談
 - a 教育相談週間の実施（4月、9月、11月、1月）と保護者への啓発
 - b 保護者を含めた三者面談、二者面談の実施（7～8月、11月）
 - c 日常の教育相談の充実及び「話す勇氣」を持つ指導の充実
 - d Forms を利用しての匿名アンケートを実施
 - e 担任以外も希望できる教育相談の実施
- (ウ) 生徒観察
 - a チェック項目を決め、複数の職員による観察の実施及び学年会による共通理解
(月1回)
 - b 昼休み等、授業時間外における人間関係の観察
 - c 心の健康観察の実施
- (エ) 相談窓口の周知
 - a 学校の相談窓口担当者 教頭・養護教諭 電話番号 387-4611
 - b いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

ウ 早期対応



(ア) 対応チームの発足

- a 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足
- b 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるよう柔軟に構成

(イ) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握
- b 複数名での聞き取り
- c いじめた生徒がいじめられた生徒や通報者に圧力をかけることがないよう配慮

(ウ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいの明確化
- b 全教職員の共通理解を図り、役割分担の確認
- c 場合によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携

(エ) いじめられた生徒への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者へ伝達
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を提示
- c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続

(オ) いじめた生徒への指導

- a いじめを行った背景を理解し、行った行為に対して毅然とした指導の実施
- b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる指導の実施
- c 保護者への事実説明
- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じ、その際は保護者の理解を十分に得られるように家庭への連絡と連携

(カ) 観衆、傍観者への指導

- a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応
- b いじめは絶対に許されない行為であるということを理解し、いじめ根絶に向けた高い意識での取り組み

- c 人権意識の醸成

エ 継続支援

- (ア) チームによる見守り
 - a いじめられた生徒に安心感を与え、心のケアを図る指導の実施
 - b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守り
- (イ) 定期的な個人面談
 - a いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況把握
 - b スクールカウンセラーによる、面談の実施
- (ウ) 家庭への定期連絡
 - a 生徒との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭へ連絡
 - b 家庭での様子等を寄り添う姿勢での聞き取り
- (エ) 進級、進学にとまなう引継ぎ
 - a 情報共有のもと、確実な生徒間の人間関係等の引継ぎ
 - b 小学校から中学校への進学に際しても同様

オ 家庭、地域等との連携

- (ア) 家庭との連携
 - a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る状況を作り、日頃より情報共有しやすい関係性の構築
 - b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発
- (イ) P T Aや地域との連携
 - a 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る状況を作り、情報が入りやすいように日頃より情報共有しやすい関係性の構築
 - b P T Aといじめ問題について、協議する機会の設定

カ 関係機関との連携

- (ア) 教育委員会との連携
 - a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援の享受
 - b 相談電話が入った場合等は情報提供の要望
 - c いじめの状況について報告し、情報を共有
 - d 出席停止措置について協議
 - e いじめにより3日欠席が続いた場合は、いじめ事案報告書を作成し、児童生徒課へいじめ事案支援チームの派遣を打診
- (イ) こども家庭センター、松戸市少年センターとの連携
 - a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援の享受
 - b 相談電話が入った場合等は情報提供を要望
 - c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力し

て、生活環境を改善

(ウ) 警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談・連携
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制の構築

<関係機関一覧> ※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
松戸市こども家庭センター	047-366-3941
松戸市少年センター	047-366-7464
松戸東警察署	047-349-0110
東葛飾地区少年センター	04-7162-7867

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは (文部科学省「生徒指導提要」より)

- a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という)
- b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という)
- c 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は報告・調査

(2) 重大事態の対処 (いじめの重大事態の調査に関するガイドラインに準ずる)

- a 対応チームで重大事態と判断するか否か決定
- b 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告
- c 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置
※1号重大事態は教育委員会等(第三者委員会)が、2号重大事態は学校が調査主体になることが原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者(弁護士、心理士等)を加えた組織で調査の実施
- d 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施
- e 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも情報提供。
- f 調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら基本方針の点検や見直しの実施
- b 学校ホームページで公表
- c 生徒や保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明

(2) いじめについての取組について

- a 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、生徒、教職員、保護者が評価
- b 評価結果の分析に基づき、取組の改善策を協議